

消費者庁 令和6年度税制改正要望について

【国民生活センター法等改正法を踏まえた所要の措置】

○国民生活センターにおける適格消費者団体が行う差止請求関係業務の援助業務の新設に伴う税制上の非課税措置〔拡充〕

＜税目＞（地方税）固定資産税、都市計画税

概要

令和4年の臨時国会で成立した消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律（令和4年法律第99号。「国民生活センター法等改正法」）（※）を踏まえ、国民生活センターにおける適格消費者団体が行う差止請求関係業務の援助に係る業務の用に供する資産について、固定資産税及び都市計画税を非課税とする。

（※）適格消費者団体は消費者被害の未然防止の観点から差止請求を行うことを主な活動としている。国民生活センターが、適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行うことにより、全国各地で活動を行う適格消費者団体による差止請求の実施の基盤強化が図られ、地域における消費者被害の防止等を図ることが可能となる。

要望内容

国民生活センターの業務の用に供する資産については、既に固定資産税及び都市計画税が非課税とされている。

令和5年1月5日に施行された国民生活センター法等改正法によって、国民生活センターに適格消費者団体が行う差止請求関係業務の援助業務が新設された。当該業務の用に供する資産についても、同様に固定資産税及び都市計画税を非課税とする措置を講ずるもの。

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律(概要)

現在被害を受けておられる方々

今後同様の被害を生じさせないための法制度の整備

○消費者契約法（民法の特例・・・あっせん、ADR、裁判の規範）

霊感等による告知を用いた勧誘に対する取消権

- 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。
 - ① 当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、
 - ② そのままでは**現在生じ**、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、
 - ③ 又は**そのような不安を抱いていることに乗じて**、その重大な不利益を回避するためには、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げること。

取消権の行使期間の伸長

- ① 追認をすることができる時から**3年**（現行1年）
- ② 契約締結時から**10年**（現行5年）
- ③ 現行の取消権について時効が完成していないものにも適用

○独立行政法人国民生活センター法

(独) 国民生活センターの役割強化

- 重要消費者紛争解決手続（ADR）の迅速化
→ 和解仲介・仲裁による救済の強化
- 事業者名の公表等
→ 再発防止等の取組を働きかけ
- 適格消費者団体への支援、ADR情報の提供（消費者契約法）
→ 地域における被害の予防・救済の実効性向上

令和4年度補正予算でもADRの対応能力を強化
↓
不法行為に基づく紛争であれば契約締結後20年まで被害回復が可能

施行日：令和5年1月5日（公布の日から起算して20日を経過した日）